

川崎市大学奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則（案）

川崎市大学奨学金貸付条例施行規則（平成5年川崎市教育委員会規則第3号）

の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（借用証書等の提出）

第7条 前条の通知を受けた奨学生は、委員会が指定する日までに、次に掲げる書類（以下「借用証書等」という。）を委員会に提出しなければならない。

- （1） 連帯保証人と連署した借用証書及び誓約書
- （2） 償還方法明細書
- （3） 連帯保証人の印鑑登録証明書
- （4） その他委員会が必要と認める書類

2 前項の期日までに借用証書等を提出しない奨学生は、奨学金の貸付けを辞退したものとみなす。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

第11条を削る。

第12条第1項中「前条に規定する借用書」を「借用証書等」に改め、同条第2項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第11条とする。

2 委員会は、奨学金の貸付けが終了したときは、貸付総額及び償還方法を本人に通知するものとする。

第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前から引き続き奨学生である者に係る奨学金の貸付及び償還の手続きについては、なお従前の例による。

制 定 理 由

大学奨学金の貸付における手続きについて見直しを行い、奨学生採用決定時に提出する資料及び奨学金の償還方法について整備するため、この規則を制定するものである。

川崎市大学奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市大学奨学金貸付条例施行規則 平成5年3月26日教委規則第3号</p> <p>(第1条～第6条 略)</p> <p>(借用証書等の提出)</p> <p>第7条 <u>前条の通知を受けた奨学生は、委員会が指定する日までに、次に掲げる書類（以下「借用証書等」という。）を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 連帯保証人と連署した借用証書及び誓約書</u> <u>(2) 償還方法明細書</u> <u>(3) 連帯保証人の印鑑登録証明書</u> <u>(4) その他委員会が必要と認める書類</u></p> <p><u>2 前項の期日までに借用証書等を提出しない奨学生は、奨学金の貸付けを辞退したものとみなす。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(第8条～第10条 略)</p> <p>(削除)</p> <p>(奨学金の償還方法)</p> <p>第11条 償還方法は、<u>借用証書等</u>の提出時に年賦又は半年賦を選択するものとする。</p> <p><u>2 委員会は、奨学金の貸付けが終了したときは、貸付総額及び償還方法</u></p>	<p>○川崎市大学奨学金貸付条例施行規則 平成5年3月26日教委規則第3号</p> <p>(第1条～第6条 略)</p> <p>(誓約書の提出)</p> <p>第7条 <u>奨学生に決定された者は、連帯保証人と連署した誓約書を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(第8条～第10条 略)</p> <p><u>(借用書の提出)</u></p> <p>第11条 <u>奨学生は、奨学金の貸付けが終了したときは、連帯保証人と連署した借用書を委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(奨学金の償還方法)</p> <p>第12条 償還方法は、<u>前条に規定する借用書</u>の提出時に年賦又は半年賦を選択するものとする。</p>

改正後	改正前
<p><u>を本人に通知するものとする。</u></p> <p>3 委員会は、奨学生であった者から願い出があったときは、償還方法を変更することができる。 (奨学金の償還猶予及び免除)</p> <p>第12条 委員会は、条例第11条に規定する償還の猶予又は条例第12条に規定する償還の免除を受けようとする者から願い出があったときは、償還の猶予又は免除の可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。 (附属様式)</p> <p>第13条 この規則の施行に必要な書類の様式は、教育長が定める。 (委任)</p> <p>第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。 (附則 略)</p>	<p>2 委員会は、奨学生であった者から願い出があったときは、償還方法を変更することができる。 (奨学金の償還猶予及び免除)</p> <p>第13条 委員会は、条例第11条に規定する償還の猶予又は条例第12条に規定する償還の免除を受けようとする者から願い出があったときは、償還の猶予又は免除の可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。 (附属様式)</p> <p>第14条 この規則の施行に必要な書類の様式は、教育長が定める。 (委任)</p> <p>第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。 (附則 略)</p>

＜川崎市大学奨学金制度の概要＞

【 目 的 】

大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難なものに対し奨学金の貸付けを行うことにより、社会に有用な人材の育成に資することを目的とする。

※ 平成5年度から制度開始。これまで延べ226名を採用。

【 資 格 】

- (1) 保護者が川崎市に1年以上居住していること。
- (2) 学校教育法第83条に規定する大学の1年生であること（短期大学、大学院は除く）。
- (3) 学資の支弁が困難であること。
- (4) 学業成績が優良で性行が善良であること。

【 募集人員 】

10名

【 貸 付 額 】

月額38,000円 年額456,000円（正規の修業年限が終了するまで）

【奨学生の決定】

7月上旬に選考委員会を開催し、提出書類をもとに採用者を決定する。

【 貸付方法 】

本人へ前期（5月）、後期（9月）に分けて交付。（※初年度のみ前期は7月）

【奨学金の償還】

- 奨学金は無利子の貸付。
- 卒業後6か月据え置きの後、10年以内に年賦又は半年賦で均等償還する。ただし途中で貸付停止された場合は、委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除き、全額を直ちに償還する。償還は、納入通知書により行う。

＜例：4年間貸付を受けた場合＞

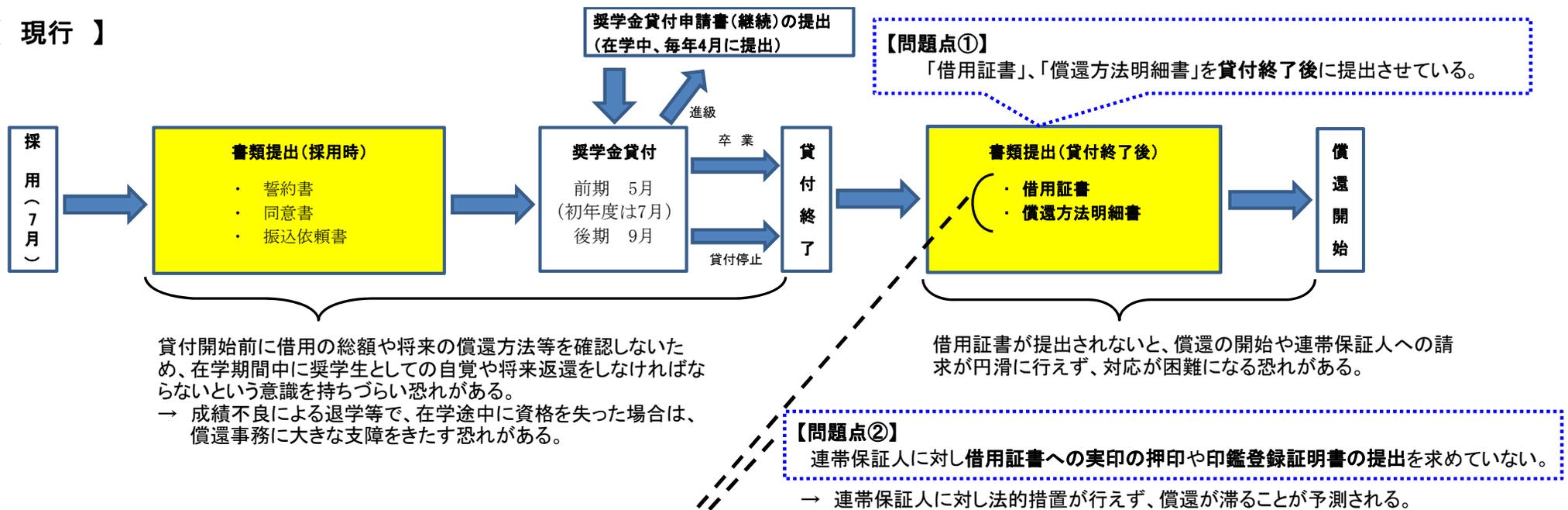
貸付総額 1,824,000円（年額456,000円 × 4年）

1回分の償還額（年賦の場合） 182,400円

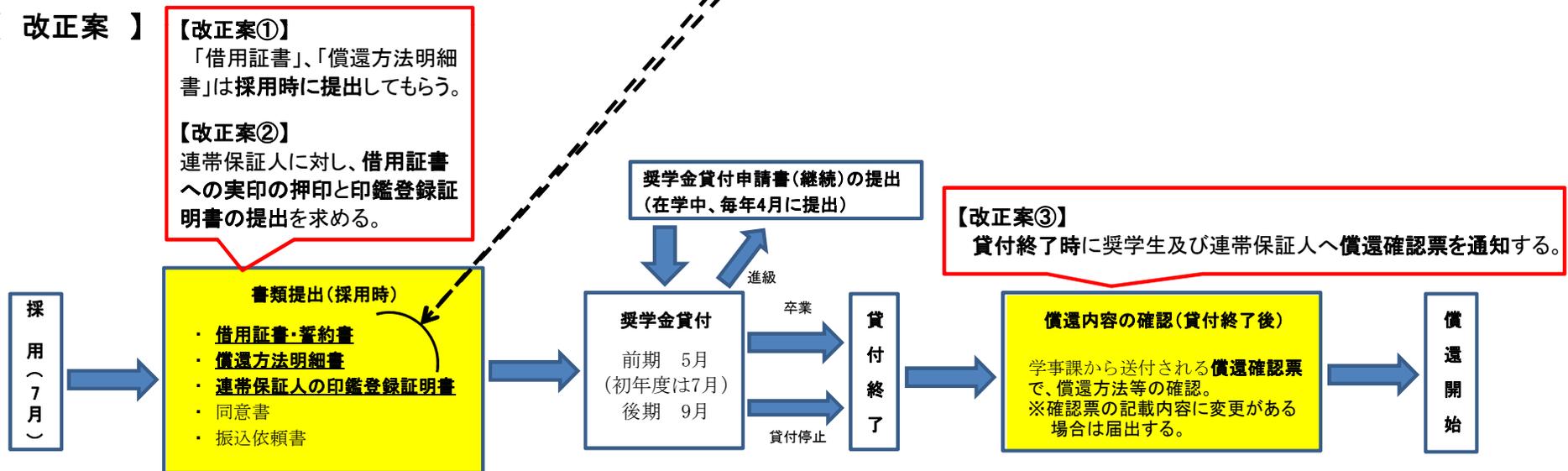
（半年賦の場合） 91,200円

- 納付期限は、原則として半年賦の場合は6月、12月とし、年賦の場合は12月とする。
- 償還を怠った場合は、延滞利息（年10.95%）が課せられる。
- 進学、災害、疾病その他やむを得ない理由により償還が困難な場合は、償還を猶予することができる。

【 現行 】



【 改正案 】



【改正により見込まれる効果】

- 奨学生本人及び連帯保証人との契約関係を明確にすることができ、償還手続きや督促対応を円滑に行うことができる。
- 奨学生に在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識を強く持ってもらうことができる。

<川崎市大学奨学金貸付条例施行規則の一部改正について>

1. 現行の制度の問題点

【問題点①】

「借用証書」、「償還方法明細書」を償還終了時に提出させている。

- 貸付開始前に借用の総額や将来の償還方法などを確認しないため、在学期間中に、奨学生としての自覚や将来返還をしなければならないという意識を持ちづら恐れがある。
⇒ 成績不良による退学等で、在学途中で資格を失った場合は、償還事務に大きな支障をきたす恐れがある。
- 借用証書が提出されないと、償還の開始や連帯保証人への請求が円滑に行えず、対応が困難になる恐れがある。

【問題点②】

連帯保証人に対し借用証書への実印の押印や印鑑登録証明書の提出を求めている。

- 借用証書への実印の押印や印鑑登録証明書の提出がないと、連帯保証人との契約関係が法的に認められない恐れがある
⇒ 連帯保証人に対し法的措置が行えず、償還が滞ることが予測される。

2. 改正案

- ① 「借用証書」、「償還方法明細書」は採用決定時に提出してもらう。
※諾成的消費貸借契約として採用時に借用証書を提出させる。
- ② 連帯保証人に対し借用証書への実印の押印と印鑑登録証明書の提出を求める。
- ③ 貸付終了時に奨学生及び連帯保証人へ償還確認票を通知する。

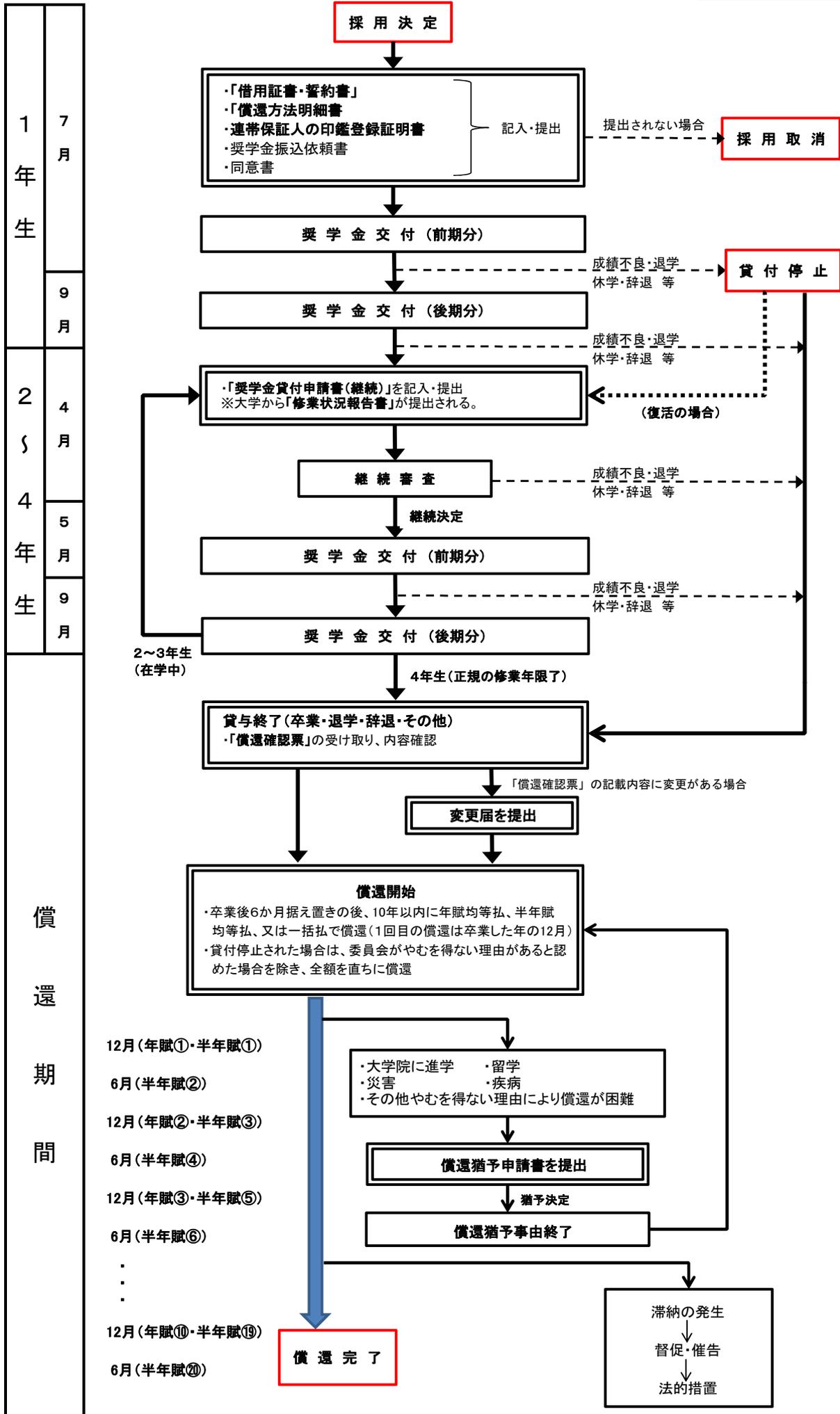
【改正により見込まれる効果】

- 奨学生本人及び連帯保証人との契約関係を明確にすることができ、償還手続きや督促対応が円滑に行うことができる。
- 奨学生に在学期間中から奨学生としての自覚や卒業後の返還意識を強く持ってもらうことができる。

参考資料集

ページ

参考資料 1	【奨学生採用から償還完了までの流れ（改正後）】	1
参考資料 2	【現行様式 1】「誓約書」	2
参考資料 3	【現行様式 2】「川崎市大学奨学金借用書」	3
参考資料 4	【現行様式 3】「大学奨学金償還方法明細書」	4
参考資料 5	【様式改正案 1】「川崎市大学奨学金借用証書・誓約書」	5
参考資料 6	【様式改正案 2】「大学奨学金償還方法明細書」	6
参考資料 7	【様式改正案 3】「川崎市大学奨学金償還確認票」	7
参考資料 8	川崎市大学奨学金貸付条例	8～9



第5号様式

誓 約 書

川崎市教育委員会 様

私は、このたび川崎市大学奨学金貸付条例により奨学生に決定されましたが、条例及び規則を誠実に守り、身体を健康を維持し、学業に励むことを誓います。

平成 年 月 日

奨学生番号 _____

在学大学 _____ 大学 _____ 学部 _____ 学科 _____

本人住所 _____

氏 名 _____ 印

連帯保証人住所 川崎市 _____

氏 名 _____ 印 奨学生との関係 _____

川崎市大学奨学金借用書

収入
印紙

金額	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---

私は、川崎市大学奨学生として、上記の金額を借用いたしました。
 つきましては、この金額を川崎市大学奨学金貸付条例及び同施行規則に従って、
 滞りなく償還いたします。
 なお、償還は、裏面償還方法明細書の記載に従って行います。

平成 年 月 日

川崎市教育委員会 教育長 様

奨学生 { 現住所 _____
 氏名 _____ 印

連帯保証人 { 現住所 _____
 氏名 _____ 印

..... (以下は未成年者のみ記入してください。)

親権者(父) { 現住所 _____
 (後見人) 氏名 _____ 印

親権者(母) { 現住所 _____
 氏名 _____ 印

裏面へ

(裏面)

大学奨学金償還方法明細書						
奨学生	奨学生番号			奨学生氏名		
	現住所	〒 TEL ()				
	転居予定先	〒 TEL ()				
	所属	大学 学部 学科 年				
	勤務予定先					
連帯保証人	氏名			年齢	歳	奨学生との関係
	現住所	〒 TEL ()				
	職業	※有・無	勤務先	TEL ()		
償還について	償還方法	※1回払い(平成 年 月償還予定) ・ 年賦 ・ 半年賦均等払				
	償還総額	円		(年賦・半年賦額) 円		
	償還期間	年 月から 年 月まで (年 か月)				
	償還期限	(年賦・半年賦) 毎年 月 日 と 月 日				
	償還方法	川崎市指定の納入通知書により行ってください。				

《注 意》 1 二重線より上をもれなく記入してください。
 2 償還方法は、該当するものを○で囲み、1回払いの方は償還予定日を記入してください。

川崎市大学奨学金借用証書・誓約書

川崎市教育委員会教育長 殿

【様式改正案1】

奨学生番号							
借用金額	百万	十万	万	千	百	十	円

収入紙

私は、川崎市大学奨学生として、上記のとおり借用します。

つきましては、川崎市大学奨学金貸付条例及び同施行規則の規定を遵守し、また、奨学生として学業に励み、卒業（貸付停止）後は、裏面奨学金償還明細書のとおり滞りなく償還することを誓約します。

年 月 日

奨学生 本人	住所 〒 -		
	電話番号 ()	携帯電話 - -	
	フリガナ	印	
	氏名	性別 男・女	
	昭和・平成 年	月 日生	

連帯保証人は、私が本償還誓約書により負担する一切の債務について、奨学金の償還の完了まで保証し、私と連帯して債務履行の責を負うものとします。

上記について同意します。

連帯 保証人	住所 〒 -		
	電話番号 ()	携帯電話 - -	
	フリガナ	印	
	氏名	性別 男・女	
	昭和・平成 年	月 日生	
	勤務先		
	電話番号 ()		

※ 借用証書・償還誓約書は奨学生本人・連帯保証人となる方がそれぞれ自署・押印をしてください。また、連帯保証人は実印を押印していただき、押印した印鑑の印鑑登録証明書を添付してください。

----- (以下は未成年者のみ記入してください。) -----

親権者 () または 未成年 後見人	住所 〒 -		
	電話番号 ()	印	
	フリガナ		
	氏名		
親権者 ()	住所 〒 -		
	電話番号 ()	印	
	フリガナ		
	氏名		

※ 本人が未成年者（20歳未満）の場合には、親権者が川崎市大学奨学金貸付条例・同施行規則及び償還誓約書の記載内容を確認し、同意うえ、所定の欄にそれぞれ署名・押印してください。親権者とは、民法に定められた親権者のことです。親権者がいない場合には、未成年後見人が同様に署名・押印してください。

大学奨学金償還方法明細書

【様式改正案2】

奨学生番号		奨学生氏名	
所属	大学	学部	学科
			卒業予定 年 月

1. 貸付額の明細 (予定)

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
年 月 ~ 年 月	月	円	円
年 月 ~ 年 月	月	円	円
年 月 ~ 年 月	月	円	円

2. 償還の方法

(希望する償還方法を選択して、番号に○をしてください。一括払の場合は償還予定日を記入してください。)

番号	償還方法	償還月	償還回数	割賦金額 (1回の償還額)
1	年賦均等払	毎年 1 2 月	1 0 回	円
2	半年賦均等払	毎年 6 月 1 2 月	2 0 回	円
3	一括払	年 月 償還予定	1 回	円

- 表面償還誓約書の「借用金額」及び裏面償還方法明細書の「1. 償還額の明細 (予定)」は、正規の修業年限が終了するまで借用した場合の金額等が表示されています。
川崎市大学奨学金貸付条例第8条の規定により奨学金の貸付を停止した場合、市は、表面「借用金額」とすでに貸与した奨学金の差額を貸与する義務を負わないものとします。
- 卒業後6か月据え置きの後10年以内に、この償還方法明細書で選択された「年賦均等払」・「半年賦均等払」又は「一括払」で償還していただきます。ただし、川崎市大学奨学金貸付条例第8条の規定により貸付を停止された場合は、川崎市大学奨学金貸付条例第10条に基づき、委員会がやむを得ない理由があると認めた場合を除いて、奨学金の全額を直ちに償還していただきます。
- 割賦金額は予定であり、確定した金額は、貸与終了後に本人へ通知するものとします。
償還は、償還月の1か月前に送付される、川崎市指定の納入通知書により行っていただきます。
- 償還期限を過ぎても償還しなかったときは延滞利息が課せられます。延滞利息額は延滞している割賦元金の額に償還期日の翌日から償還した日までの日数に年(365日)あたり10.95%の割合を乗じた額となります。
- 奨学生本人及び連帯保証人の住所・氏名・その他重要な事項に変更があった場合には、速やかに「奨学生異動届(第10号様式)」にて届出なければならないこと、また、市が、本人から最後に届出のあった氏名・住所に発送した通知又は通知書類が延着又は到着しなかった場合、通常到着すべき時に到着したものとします。

上記について確認し、同意しました。

奨学生本人氏名 印連帯保証人氏名 印

川崎市大学奨学金償還確認票

【様式改正案3】

川崎市教育委員会は、あなたに奨学金を貸与し、卒業（貸付停止）後、川崎市大学奨学金貸付条例及び同施行規則の規定に従い滞りなく償還することを誓約いただいております。つきましては、以下の内容について確認し、また、連帯保証人にも内容を確認してもらってください。

なお、内容に変更がある場合は、速やかに委員会に申し出てください。

川崎市教育委員会教育長

		平成		年		月		日	
借用金額		百万	十万	万	千	百	十	円	

奨学生 本人	奨学生番号	所属	大学	学部	学科
	住所 〒	—			
	電話番号	携帯電話			
	フリガナ 氏名	平成 年 月 日生 性別			

連帯 保証人	住所 〒	—			
	電話番号	携帯電話			
	フリガナ 氏名	平成 年 月 日生 性別			
	勤務先	電話番号			

貸付額の明細

貸与期間	貸与月数	貸与月額	貸与額計
年 月 ~ 年 月	月	円	円
年 月 ~ 年 月	月	円	円
年 月 ~ 年 月	月	円	円

償還の方法 ※あなたの償還方法の番号に○がついています。

番号	償還方法	償還開始年月	償還月	償還回数	償還終了年月	割賦金額（1回の償還額）
1	年賦均等払	年 月	毎年 12月	10 回	年 月	円
2	半年賦均等払	年 月	毎年 6月 12月	20 回	年 月	円
3	一括払	/	年 月	1 回	/	円

川崎市大学奨学金貸付条例

平成 5 年 3 月 26 日
条例第 24 号**(目的)**

第 1 条 この条例は、大学に在学する学生で能力があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難なものに対し奨学金の貸付けを行うことにより、社会に有用な人材の育成に資することを目的とする。

(奨学生の資格)

第 2 条 奨学金の貸付けを受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本市に引き続き 1 年以上居住している者に扶養されている者又はこれに準ずるものとして教育委員会規則で定める者であること。
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 83 条に規定する大学に在学していること。
- (3) 学資の支弁が困難であること。
- (4) 学業成績が優良で性行が善良であること。

(奨学金の額)

第 3 条 奨学金の貸付金額は、1 人について月額 38,000 円以内とする。

(奨学金の貸付期間)

第 4 条 奨学金の貸付期間は、大学に入学した日の属する月から正規の修業年限が満了する日の属する月までとする。

(奨学生の申請)

第 5 条 奨学生になることを希望する者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会(以下「委員会」という。)に申請しなければならない。

(奨学生の決定等)

第 6 条 委員会は、前条の規定による申請に基づき選考を行い、奨学生を決定し、毎年度予算の範囲内において奨学金の貸付けを行う。

(連帯保証人)

第 7 条 奨学生は、連帯保証人を立てなければならない。

(貸付けの停止)

第 8 条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の貸付けを停止する。

- (1) 第 2 条各号に掲げる要件を欠いたとき。
- (2) 休学したとき。
- (3) 奨学生を辞退したとき。
- (4) 偽りその他不正な方法で奨学金の貸付けを受けたとき。
- (5) その他委員会が奨学生として不相当と認めたとき。

(届出の義務)

第 9 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に届け出なければならない。

- (1) 第 2 条第 1 号又は第 2 号に掲げる要件を欠いたとき。
- (2) 休学したとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、奨学生又は連帯保証人の氏名、住所その他の重要な事項に異動があったとき。

(奨学金の償還)

第 10 条 奨学金は、無利子とし、卒業した日の属する月の翌月から起算して 6 月を経過した後 10 年以内において、年賦又は半年賦で均等償還しなければならない。ただし、繰り上げて償還することができる。

2 前項の規定にかかわらず、奨学生は、第 8 条の規定により貸付けを停止されたときは、奨学金の全額を直ちに償還しなければならない。ただし、委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(奨学金の償還猶予)

第 11 条 委員会は、奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当期間奨学金の償還を猶予することができる。

(1) 進学したとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により償還が困難なとき。

(奨学金の償還免除)

第 12 条 委員会は、奨学生又は奨学生であった者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨学金の全部又は一部の償還の義務を免除することができる。

(1) 死亡したとき。

(2) 災害、疾病その他やむを得ない理由により償還することができなくなったとき。

(延滞利息)

第 13 条 奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金の償還すべき日までにこれを償還しなかったときは、当該償還すべき日の翌日から償還の日までの期間に応じ、償還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞利息を支払わなければならない。この場合において、その額に 10 円未満の端数があるとき、又はその全額が 500 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

2 利子等の表示の年利建て移行に伴う関係条例の整備に関する条例(昭和 46 年川崎市条例第 1 号)第 2 条の規定は、前項の延滞利息の計算について準用する。

(委任)

第 14 条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。